

静岡県行政経営推進委員会 令和3年度開催方針

(静岡県経営管理部行政経営課)

1 委員会の目的

静岡県行政経営革新プログラム（以下「プログラム」という。）の進捗状況の検証や、プログラムの取組を進めるために必要な個別課題及び時代の変化等による新たな課題の検討及び改善策の提示など、専門的な視点により行政経営の推進を図る。

2 検討テーマ

項目	個別内容等
<新規検討テーマ>	
①次期プログラムの検討	・次期プログラム（R4～7）の検討
②行政経営の最近の動向	・計画策定等の見直し（報告）
<継続検討テーマ>	
①プログラム総括評価	・自己評価結果に対する検証
②外郭団体の検証	・点検評価、個別点検
③教育委員会に係る取組（報告）	・継続検討事項の進捗報告

3 開催スケジュール（予定）

回	時期	テーマ
1	8月18日（水）	今年度開催方針
		プログラムの総括評価（H30～R2）
2	9月16日（木）	次期総合計画（概要説明）
		次期プログラム（骨子案）の検討
		計画策定等の見直しに関する国の動向（報告）
3	11月	次期プログラム（素案）の検討
		外郭団体点検評価結果の検証
		外郭団体の個別検証（（一財）静岡県労働福祉事業協会）
4	12月	次期プログラム（案）の検討
		教育委員会に係る取組（報告）（（公財）静岡県学校給食会）
5	2月	次期プログラム（最終案）の検討
		意見書取りまとめ（1年間の議論を踏まえ、意見書を確定）
	2月～3月	意見書を知事に手交

自治体計画 4割「義務」

地方自治体がさまざまな政策分野で理念や目標、具体策を示すために作る計画について、根拠となる法律の500超の規定のうち、作成を義務とするものが40%の202規定に上り、増加傾向にあることが1日、内閣府の調査で分かった。義務付けではない残りについても、計画を作らないと国の財政支援が受けられない仕組みにして作成へ誘導し、事実上、義務付けと同じ効果を持つものが半数超を占めた。

国が地方「束縛」

地方分権改革で、国の課題を探るため実が自治体の仕事を縛る「義務付け」の撤廃や緩和を進めたにもかかわらず、依然として国が地方を束縛し、強く関与する実態が浮き彫りとなった。全国知事会は義務付けの抜本見直しを求めている。調査は内閣府が分権

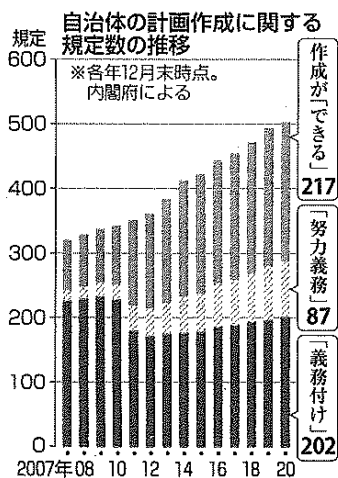
地方側が問題視する計画の例

名称	作成主体	規定の種類	主な内容
国土強靱(きょうじん)化地域計画	都道府県、市町村	できる	計画作成が交付金の重点配分の要件とされ、実質的に作成を義務付け
障害福祉計画、障害児福祉計画、障害者計画	都道府県、市町村	義務	3計画が類似。都道府県と市町村の整合性に苦慮
過疎地域自立促進計画	都道府県、市町村	できる	過疎地域自立促進方針と趣旨・目的が重複
文化財保存活用地域計画	市町村	できる	文化財全般の調査が必要。専門職員が少ない小規模市町村には負担大
港湾計画	都道府県、市町村	義務	調査費や人件費に多大な予算

財政支援で作成誘導

厚生が各公など。関係省庁が新法制定や法改正を行う際に義務付け規定を新設するほか、議員立法の法律に盛り込まれるケースもある。

一方、義務付けよりも増加傾向が目立つ「できる」とする規定が、努力義務87規定



分権の観点で見直しを

今井照地方自治総合研究所主任研究員の話、自治体の計画は、地域で何が必要かを住民とともに考えて作成するのが本来の意義だ。しかし毎年いくつもの計画作成を国から課され、特に小規模な市町村は業務量が増え、深刻な状況だ。結果的に、国から補助金などをもらったため国のマニュアル通りに作成したり、外部コンサルタントに頼ん

だりして、形式的で意味のない計画が作られている。国にとっては、政策の実行責任を地方に転嫁しておいて「これだけの数の計画ができた」と実績をアピールできる、都合のいい仕組みだ。各省庁の補助金要綱などで計画作成を求める場合もあり、実態はもつと数が多いだろう。自治体に計画作成を要求できるケースを厳しく限定するなど、地方分権の観点から抜本的に見直すべきだ。

うち24、できる規定217のうち163は計画を作成しないと国の財政支援が受けられない仕組みで「実質的な義務付け」(知事会)だ。国が計画作りを求めざるを得ない。政策の地方への浸透を急ぐ狙いのほか、作成数を積み上げることで実績を手取り早くアピールできるといふ事情もある。

全国知事会は、国が求める計画の中には「障害福祉計画」「障害児福祉計画」「障害者計画」など内容が類似するものも多いと指摘。作成には努力と予算がかかり負担が大きいと訴えている。

内閣府は今後、自治体の要望を聞き、関係省庁に義務付けの緩和などを働き掛ける方針だ。

静岡(朝)

国の自治体束縛

計画策定義務見直しを

「国と地方は対等」とうたう地方分権の理念とは裏腹に、国がさまざまな政策分野の計画策定を地方自治体に義務付け、依然として地方を束縛している実態が、内閣府の調査で明らかになった。

政策や行政運営の根拠となる500超の法律規定のうち、障害福祉計画や港湾計画など4割に及ぶ202規定で義務付けが確認された。

地方分権改革を通じ、自治体の仕事を縛る義務付けの撤廃や緩和を進めたにもかかわらず、なおも国が自治体に対する強い影響力を維持していると言えらる。こうした規定は政府の地方分権改革推進委員会による見直し勧告を受けて2012年は172まで減ったが、13年からは増加に転じている。

全国知事会が抜本見直しを求めている

内閣府は今後、自治体の要望を聞き、関係省庁に改善を働き掛ける方針という。国が地方の独自性を損なわせるようなことがあつてはならない。地方分権の本来の趣旨にのっとり、国は地方の裁量を尊重し、計画作成を強いるのは必要最小限にするべきだ。

一方、計画を作らないと国の財政支援が受けられないようにして作成へ誘導し、結果的に義務同然の仕組みになっている規定も、国土強靱化地域計画や過疎地域自立促進計画など、4割近くあった。作成を「努力義務」または「できる」とする規定で、むしろ義務付けよりも増加傾向が目立つ。全国知事会がこうした「実質的な義務付け」も問題視している。

国にとっては地方に一律に政策を浸透させる狙いのほか、計画の作成数を実績としてアピールできるという思惑

もある。一方、地方にとっても、国の計画に準じることで首長の恣意的な施策を反映しにくくなるなどの利点は認められる。

しかし、とりわけ小規模自治体には、人的にも業務量的にも負担が大きい。国の財政支援を得るために、国のマニュアル通りの計画を形式的に策定するだけのケースも珍しくない。

静岡県は14年度、市町と県で政策課題を共有し、情報交換や問題解決に当たる行政経営研究会を発足させた。大規模災害時の情報システムの早期復旧に向けた「情報通信技術の業務継続計画（ICT-BCT）」の策定に県と市町で共同して取り組むなど、情報共有しながら対処する組織として機能し、本県を参考に県外にも10以上の類似団体ができている。当面はこうした枠組みを生かして特色ある地域づくりに県と市町が協力し、全国知事会などを通じて自治体の自己決定権の拡大を国に働き掛け続ける必要がある。